

4. 合併協定書

合 併 協 定 書

平成 1 7 年 3 月 2 4 日

合 志 町 西合志町

一 合併の方式

合併の方式は、合志町及び西合志町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併（対等合併）とする。

二 合併の期日

合併の期日は、平成18年2月27日（月）とする。

三 新市の名称

新市の名称は、「合志市（こうし市）」とする。

四 新市の事務所

- 1 新市における庁舎のあり方については、2町の現庁舎を有効活用するため分庁方式を採用する。
- 2 新市において、分庁方式による行政執行体制について住民の利便性、事務執行上の利便性、効率性などの観点から検証を行う。
- 3 新市の事務所の位置は、当面、合志町大字竹迫2140番地（現合志町役場）とする。

五 財産及び債務の取扱い

両町の所有する財産及び債務は、合併時における財産及び債務をすべて新市に引き継ぐものとする。ただし、財政調整基金及び減債基金については、新市財政の健全運営のために、平成16年度における標準財政規模相当額の20%以上を総額で持ち寄るものとする。

また、国民健康保険財政調整基金については、新市国民健康保険特別会計の健全運営のために、平成16年度における保険給付総額の15%以上を総額で持ち寄るものとする。

六 議会議員の定数及び任期の取扱い

- 1 議会議員の任期については、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項の規定を適用し、平成19年4月30日まで引き続き、新市の議会議員として在任する。
- 2 新市における一般選挙の定数は24人とし、選挙区は設けないこととする。

七 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い

- 1 新市に1つの農業委員会を置き、合併前に選挙による農業委員会の委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項の規定を適用し、平成19年2月26日までの1年間、引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。
- 2 在任特例適用後に行われる一般選挙の定数は21人とする。
なお、旧町を区域とする2つの選挙区（旧町の定数：合志町12人、西合志町9人）を設ける。
- 3 選任による農業委員会委員の定数及び任期については、法令の定めるところによる。

八 地方税の取扱い

- 1 個人市民税については、次のとおりとする。
 - (1) 納税義務者、所得割の税率、特別徴収の納期については、現行のとおりとする。
 - (2) 均等割の税率は、地方税法第310条に規定する率とする。
 - (3) 普通徴収の徴収方式は単税とし、納期は6月から翌年1月までの8期とする。
- 2 法人市民税については、現行のとおりとする。
- 3 固定資産税については、次のとおりとする。
 - (1) 納税義務者、税率、免税点、賦課期日については、現行のとおりとする。
 - (2) 徴収方式は単税とし、納期は6月から翌年1月までの8期とする。
 - (3) 減免対象者等は、合志町の例による。
 - (4) 誘致企業に対する不均一課税については、現行のとおりとする。
- 4 国有資産等所在市町村交付金と日本郵政公社有資産所在市町村納付金、特別土地保有税、軽自動車税、入湯税、たばこ税については、現行のとおりとする。
- 5 国民健康保険税の税率等については、保健衛生専門部会で調整する。納期については、合志町の例により8期とする。
- 6 都市計画税は、新市においても課税しない。
なお、法令の改定等が行われた場合は、改定内容を優先する。

九 一般職の職員の身分の取扱い

- 1 一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第9条により、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。
- 2 職員の職の設置並びに職名については、人事管理及び職員の処遇の観点から合併時に統一する。
- 3 職員の給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し、

統一を図る。

- 4 再任用制度については、西合志町の例による。
- 5 職員表彰については、新市において新たに規則を制定する。

十 地域審議会等の取扱い

両町がこれまで推進してきた地域づくり体制や住民参加の行政推進施策を生かし、充実させていくことにより、住民と行政による協働のまちづくりを推進していくものとし、市町村の合併の特例に関する法律の規定に基づく地域審議会等は設置しない。

なお、合併後の実情により、地域住民の意見意向等を行政へ反映させるための諮問機関等の設置が必要な場合は、新市において検討する。

十一 新市建設計画

新市建設計画は、別添「新市建設計画」に定めるとおりとする。

十二 特別職の職員の身分の取扱い

- 1 特別職の職員の身分の取扱いについては、その設置、定数及び任期について、法令等の定めるところに従い次のとおり調整する。
 - (1) 市長のほか常勤の特別職として、助役、収入役、教育長を置くものとする。
 - (2) 議会議員の定数及び任期については、小委員会で調査、審議し、別途協議する。
 - (3) 農業委員会を除く行政委員会委員の定数及び任期は、各法令の定めるところによる。

なお、農業委員会委員の定数及び任期については、別途協議する。
 - (4) 附属機関等及びその他の特別職については、現在2町に設置されているものは、原則として統合し、新市において新たに設置する。1町のみ
に設置されているものは、設置の必要性について見直しを行い、合併時
までに調整する。
 - (5) 附属機関等及びその他の特別職の定数及び任期については、合併時ま
でに調整する。
- 2 特別職の職員の報酬については、合併時までに調整する。

十三 慣行の取扱い

- 1 市章については、新市の名称決定後、新市の発足までに選定し、新市に
おいて新たに制定する。
- 2 市民憲章、宣言等、市の花・木・キャッチフレーズ等については、新市
において新たに制定する。

- 3 市のシンボルマークについては、新市において新たに制定する。ただし、イメージキャラクター等については地域の特性を表すものであり、すべて新市に引き継ぐものとする。
- 4 町歌及び町の愛唱歌については、地域の特性を残すものであり、愛唱歌としてすべて新市に引き継ぎ、市歌については、新市において新たに制定する。
- 5 市の各種行事等については、新市の一体性の確保と地域の実情を尊重しながら、統一できるものについては逐次調整する。
- 6 名誉市民制度については、新市において、西合志町の現行の基準をもとに調整する。
なお、すでに名誉町民の称号を贈られている者は新市に引き継ぎ、新市の待遇及び特典を受けるものとする。
- 7 市民栄誉賞表彰制度については、新市において、合志町の例により調整する。
なお、すでに町民栄誉賞の表彰を受けている者は新市に引き継ぐものとする。

十四 町、字の区域及び名称の取扱い

- 1 字の区域については、従前のおりとする。
- 2 町、字の名称については、次のとおりとする。
 - (1)合志町においては、「合志町大字**」を「合志市**」に置き換える。
 - (2)西合志町においては、「西合志町大字**」を「合志市**」に置き換える。
- 3 なお、住居表示については、簡明な番号となるよう、新市においてさらに検討を加える。

十五 自治会、行政区の取扱い

行政区については、現行を基本とするが、新市において再編についても検討することとする。

両町で重複する行政区名については、合併までに調整する。

なお、嘱託員の名称や委嘱内容、報酬等については、合併までに総合的な調整を行う。

十六 条例、規則等の取扱い

条例、規則等の取扱いについては、合併協議会で確認された協議項目の調整内容に基づき、次の「合志西合志二町合併に関する条例、規則等の整備方針」により整備するものとする。

合志西合志二町合併に関する条例、規則等の整備方針

平成17年2月22日 合志西合志二町合併協議会決定

合志西合志二町による新設合併が行われる場合、合併関係町（合志町・西合志町）は、合併によって消滅するため、従来の2町の条例、規則等も失効することになる。

そのため、新市において新たに条例、規則等を制定し、施行する必要がある。

したがって、新市の設置に伴う条例、規則等の制定にあたっては、以下の区分により整備するものとする。

施行の方法による区分

1 合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行する必要があるもの

理由：合志西合志二町の場合、新設合併であるため、新市の発足とともに合併関係2町の条例、規則等は、すべて効力を失うこととなるため、新市において新たに条例、規則等を制定し、施行させる。

・制定手続きによる分類

- (1) 条例・・・・・・・・制定権者（市長職務執行者）の専決処分により制定し施行する。（地方自治法第179条第1項）
- (2) 規則、要項、その他・・・制定権者（市長職務執行者）の職権により制定し施行する。（地方自治法第15条第1項）

2 合併後、逐次制定し、施行させることとするもの

- (1) 市長職務執行者の専決処分による制定になじまないもの（議案提出権が長にない条例、各行政委員会の規則等）
- (2) 新市発足時には必要ないが、合併後、逐次制定し、施行させる必要があるもの

3 一定の地域に暫定的に施行させる必要があるもの

新市の条例、規則等が制定されるまでの間の暫定措置として、従来その地域に施行されていた条例、規則等を新市の条例、規則として引き続き施行させる必要がある場合（地方自治法施行令第3条）

十七 事務機構及び組織の取扱い

新市における事務機構及び組織の取扱いについては、合併協議項目「四 新市の事務所」で確認された調整内容に基づき、次の「新市における事務機構及び組織の整備方針」により調整する。

新市における事務機構及び組織の整備方針

新市における事務機構及び組織については、2町の現庁舎を有効に活用した分庁方式を採用することによる住民サービスの低下を招かないように整備するものとし、合併の効果を最大限に活かすため、新市において行政執行体制について、住民の利便性、事務執行上の利便性、効率性などの観点から、常にその事務機構及び組織の検証を行うものとする。

また、地方分権の推進における各種行政課題に迅速かつ的確に対応できる事務機構及び組織体制とする。

このことを踏まえ、合併時における事務機構及び組織については、次の事項を基本として整備するものとする。

1 住民にとってわかりやすく、利用しやすい機構・組織

- 2 住民の声を適正に反映することができる機構・組織
- 3 新市建設計画を円滑に遂行できる機構・組織
- 4 指揮命令系統がわかりやすく、責任の所在が明確な機構・組織
- 5 新たな行政課題や緊急時に即応できる機構・組織
- 6 現庁舎を有効利用できる機構・組織

十八 窓口業務の取扱い

- 1 取扱い業務については、各庁舎で内容を統一し、各支所等においても適正な人員配置を行うことにより、サービスが低下しないよう合併までに調整する。
- 2 時間外の対応等については、次のとおりとする。
 - (1) 昼休みについては、現行のとおりとする。
 - (2) 平日の時間外や閉庁日については、合併までに総合的な調整を行う。
 - (3) その他、サービスの拡充については、新市において検討する。
- 3 事務内容については、現行のとおりとする。

十九 公共的団体等の取扱い

公共的団体等については、新市との速やかな一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら、そのあり方について調整に努めるものとする。

- 1 新市との一体性を保つため合併時に統合した方がよい団体については、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。
- 2 国、県等の指導等に基づき設置された団体については、関係機関の助言・指導等をもとに、そのあり方について協議していくものとする。
- 3 独自の目的をもった団体については、原則として現行のとおりとする。

二十 消防団の取扱い

2町の消防団は合併時に統合する。

- 1 (1) 任用については、年齢18歳以上で志操堅固でかつ身体強健な者とする。原則現団員は、新市の消防団員として新市に引き継ぐものとする。ただし、合併後の新入団員は、市内に居住、又は勤務する者とする。
- (2) 消防団長は、消防団の推薦に基づき市長職務執行者が任命し、消防団長以外の消防団員は、市長職務執行者の承認を得て消防団長が任命する。
- 2 (1) 団員定数は、合併直前の実団員数を参考に定める。
- (2) 消防団の階級は次のとおりとし、組織については、現行の組織体系を基に合併までに調整する。
 団長 副団長 分団長 副分団長 部長 班長 団員
- (3) 報酬及び費用弁償については、別途協議する。
- 3 (1) 任期については、団長・副団長・分団長・副分団長・部長・班長の

- 任期は2年とする。ただし、再任することを妨げないものとする。
- (2) 車両関係については、新市に引き継ぐものとする。
- 4 (1) 各種補助(施設等)については、次のとおりとする。ただし、補助率及び限度額については、別途協議する。
- ホース格納庫 火の見櫓新設 火の見櫓塗替 ポンプ格納庫新設
詰所等新設 消火栓ホース 消火栓筒先等 スタンドパイプ その他
- (2) 小型ポンプ・積載車の修理については、西合志町の例による。
- (3) 消火栓及び防火水槽の修理費については、新市で負担するものとする。
- (4) 小型ポンプの更新(買替)については、合志町の例により、15年以上、また、積載車は18年以上経過した場合とする。
- (5) 各種補助(活動等)については、次のとおりとする。ただし、金額については、別途協議する。
- 消防団幹部活動補助 分団運営費補助(・団員割・被服費・年末警戒費・小型ポンプ管理・ポンプ積載車管理) 本部機動班運営費補助(年間活動費 団員割 被服費) 操法大会出場補助(隔年) 自衛消防団活動補助
- 5 出動手当については、合志町の例による。ただし、金額については、別途協議する。
- 6 (1) 会議は、次のとおりとする。
- 幹部会議(分団長以上) 地域別会議
- (2) 合併後の平成18年度の年間行事は、次のとおりとする。
- 4月 辞令交付式 5月 災害危険箇所及び消防関係現地調査
6月 防災会議 11月 秋の火災予防運動 12月 年末警戒
1月 出初式 2月 消防団員募集 3月 春の火災予防運動
- (3) 操法大会、各種訓練及びその他の行事については、新市消防団において協議する。

二十一 防災、交通安全関係の取扱い

- 1 防災会議については、合併時に新たに設置し、新市において地域防災計画を策定する。
- 2 地域に係る災害予防又は災害応急対策については、合併時まで調整する。
- 3 防災行政無線については、当面は現行のとおりとし、災害時の伝達等に支障がないよう新市においてシステムの整備統一を図る。
- 4 防犯灯の設置については、新市において行うものとし、街灯の設置等については、交付要項を制定し助成を行うものとする。
- 5 防犯協会については、新市において調整する。
- 6 生活安全条例については、新市において調整する。
- 7 交通指導員については、新市においても現行のとおり設置する。
- 8 交通安全計画については、新市において策定する。

- 9 交通安全対策会議については、新市においても設置する。
- 10 交通安全推進事業・交通安全用品の支給については、新市においても同様に実施するものとし、内容については、新市において調整する。
- 11 交通災害共済事業については、新市において新たに共済組合に加入する。
- 12 交通安全協会については、新市において統合できるよう調整に努める。

二十二 一部事務組合等の取扱い

- 1 次の一部事務組合等の取扱いについては、合併の前日をもって当該組合等から脱退し、新市において合併の日に当該組合等に参加する。
 - (1) 熊本県市町村総合事務組合
 - (2) 菊池養生園保健組合
 - (3) 菊池南部清掃組合
 - (4) 菊池広域連合
- 2 合志西合志下水道組合の取扱いについては、合併の前日をもって当該組合は解散し、財産・債務、一般職のすべての職員及びその事務を新市に引き継ぐものとする。

また、職員の給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し、統一を図る。
- 3 次の事務の委託の取扱いについては、合併の前日をもって規約を解除し、現行の事務の委託に関する規約の内容により、新市において合併の日に規約を締結する。
 - (1) 熊本県との間の公平委員会の事務の委託
 - (2) 大津町との間の旧大津町外5ヶ町村山林原野組合の地上権設定地の管理処分に関する事務の委託
 - (3) 菊池市との間の国営造成施設管理体制整備促進事業の事務の委託
 - (4) 第2テクノパーク内下水道に関する事務の委託
- 4 次の協議会の取扱いについては、合併の前日をもって当該協議会から脱退し、新市において合併の日に当該協議会に参加する。
 - (1) 熊本中央広域市町村圏協議会
 - (2) 熊本北部流域下水道事業促進協議会
 - (3) 市街化調整区域活性化連絡協議会

二十三 第三セクターの取扱い

第三セクターについては、合併時の出資金をすべて新市に引き継ぎ、当該施設の管理運営については、現行のとおりとする。

二十四 各種団体等への補助金、交付金等の取扱い

各種団体等への補助金、交付金等については、その目的、活動実績、効果、これまでの経緯や実情に配慮し、財政状況等を勘案しながら公共的必要性・

有効性・公平性の観点に立ち、その内容を検討したうえで、新市発足までに新市全体の均衡を図れるよう調整する。ただし、それぞれの団体及び事業の目的、効果等を総合的に勘案し、随時見直しを行うものとする。

1 団体に対する補助金等

(1) 同一又は同種の団体に対する補助金等については、関係団体等の理解と協力を得て、統一できるよう調整する。

(2) 両町において同一の団体があり、一方の町のみが交付を行っている補助金等については、廃止を含めて新市発足までに調整する。

(3) 各町独自の団体への補助金等については、新市発足までに調整する。

(4) その他(個別の具体的な調整内容による。)

2 その他事業等に対する補助金等

(1) 同一又は同種の補助金等については、原則として制度の統一に向けて調整する。

(2) 各町が独自に実施している事業等に対する補助金等については、新市発足までに調整する。

(3) 他の補助制度等に整理統合できる補助金については、廃止する。

(4) その他(個別の具体的な調整内容による。)

二十五 使用料、手数料等の取扱い

1 施設使用料については、施設の内容、建設年度、規模及び減免の取扱い等が異なり、また、その使用料が地域に定着していることを考慮し、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設の使用料については、可能な限り統一に努める。

なお、新市の速やかな一体性の構築と負担公平の原則に則り、適正な料金となるよう、新市において、調整を図るものとする。

2 手数料については、現行のとおりとする。

二十六 納税関係の取扱い

納税方法等や口座振替納税制度、滞納処分等については、現行のまま新市に引き継ぐ。

二十七 国民健康保険の取扱い

国民健康保険の取扱いについては、次のとおり調整を図るものとする。

1 賦課形態は国民健康保険税とする。

2 課税方式は2町相違がないため新市に引き継ぐ。

3 税率については、応能割、応益割のバランスと保険給付の動向をみながら、事業の健全な運営を確保できるよう合併までに調整する。ただし、平成17年度については、各町の税率とする。

4 保険給付については、2町相違がないため現行のまま引き継ぐ。

- 5 国民健康保険運営協議会については、現行のまま引き継ぐ。ただし、委員構成については、旧町間の均衡に配慮して合併までに調整する。
- 6 はり・きゅう補助事業については、合志町の例により調整する。
- 7 人間ドック（外来・宿泊）及び脳ドック助成については、新市において次のとおり実施するものとする。
 - (1) 対象者については、35歳以上とし、保険税完納世帯の被保険者とする。
 - (2) 医療機関については、合併時に実施しているすべての医療機関とする。
 - (3) 助成額は費用額の7割以内とし、限度額については合併までに調整する。
- 8 医療費通知については、年7回とする。
- 9 その他保健事業については、合併までに調整する。
- 10 被保険者証の更新方法については、配達記録による各戸郵送とする。ただし、短期被保険者証の交付及び被保険者資格証明書については、交付条件等に差異があるため、合併までに調整する。
- 11 高額療養費委任払い制度については、西合志町の例により調整する。

二十八 介護保険事業の取扱い

- 1 第1号被保険者の保険料については、合併後の保険料改定年度（平成18年度）にあわせて適正な保険料を算定し統一を図る。ただし、改定基準年度（平成17年度）までは旧町の例による。
- 2 第1号被保険者の普通徴収の納期については、国民健康保険税の納期を考慮し、合併年度の翌年度（平成18年度）より統一を図る。ただし、合併する年度（平成17年度）については、それぞれの旧町の例による。
- 3 減免については、次期介護保険事業計画のなかで検討し、平成17年度までは旧町の例による。
- 4 保険給付については、2町に相違がないので、現行のとおりとし、新市に引き継ぐ。
- 5 認定調査については、2町に相違がないので、現行のとおりとし、新市に引き継ぐ。ただし、調査員賃金については、合併までに調整する。
- 6 介護認定審査会の設置、運営に関する事務については、現行のとおり引き続き菊池広域連合で実施する。
- 7 介護保険事業計画策定委員会については、新市において新たに設置する。ただし、委員構成については、旧町間の均衡に配慮して合併時に調整する。

二十九 各種福祉制度の取扱い

【高齢者福祉の取扱い】

- 1 高齢者等の生活支援事業については、次のとおりとする。ただし、(1)・(2)・(3)・(5)の事業については、平成17年度までは旧町の例による。
 - (1) 外出支援サービス事業については、合併までに調整し、平成18年度

- から統一する。
- (2) 寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業については、合併までに調整し、平成18年度から統一する。
 - (3) 軽度生活援助事業については、介護保険制度の見直しにあわせて検討し、平成18年度から統一する。
 - (4) 住宅改修支援事業については、2町に相違がないので、現行のとおり新市に引き継ぐ。
 - (5) 訪問理美容サービス事業については、合併までに調整し、平成18年度から統一する。
- 2 介護予防・生きがい活動支援事業については、次のとおりとする。ただし、平成17年度までは旧町の例による。
- (1) 介護予防事業の転倒骨折予防教室、地域住民グループ支援事業については、合併までに調整し、平成18年度から統一する。
 - (2) 高齢者筋力向上トレーニング事業については、合併までに調整し、平成18年度から統一する。
 - (3) 生きがい活動支援通所事業の生きがい対応型デイサービスについては、介護保険制度の見直しにあわせて検討し、平成18年度から統一する。
 - (4) 生活管理指導員派遣事業については、介護保険制度の見直しにあわせて検討し、平成18年度から統一する。
 利用料・委託料については、介護保険の身体介護の報酬単価を基準として統一する。
 - (5) 生活管理指導短期宿泊事業については、合併までに調整し、平成18年度から統一する。
 - (6) 「食」の自立支援事業(配食サービス)については、合併までに調整し、平成18年度から統一する。
- 3 家族介護支援事業については、次のとおりとする。ただし、平成17年度までは旧町の例による。
- (1) 家族介護教室については、合併までに調整し、平成18年度から統一する。
 - (2) 介護用品の支給については、合併までに調整し、平成18年度から統一する。
 - (3) 家族介護者交流事業(元気回復事業)については、合併までに調整し、平成18年度から統一する。
 - (4) 家族介護慰労事業については、合併までに調整し、平成18年度から統一する。
 - (5) 認知症高齢者家族やすらぎ支援事業については、合併までに調整し、平成18年度から統一する。
- 4 在宅介護支援事業については、次のとおりとする。ただし、平成17年度までは旧町の例による。
- (1) 基幹型在宅介護支援センターについては、介護保険制度の見直しにあわせて検討し、平成18年度から統一する。
 - (2) 地域型在宅介護支援センターについては、介護保険制度の見直しにあわせて検討し、平成18年度から統一する。
- 5 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業については、合併までに調整し、

- 平成18年度から統一する。ただし、平成17年度までは旧町の例による。
- 6 緊急通報体制等整備事業については、合併までに調整し、平成18年度から統一する。ただし、平成17年度までは旧町の例による。
- 7 高齢者地域支援体制整備事業については、合併までに調整し、平成18年度から統一する。ただし、平成17年度までは旧町の例による。
なお、弁護士にかかる相談等については、別途協議する。
- 8 その他の介護予防・生活支援事業については、次のとおりとする。
- (1) 老人等日常生活用具給付事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (2) 高齢者実態把握事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (3) 介護保険低所得者対策事業については、次期介護保険事業計画の中で検討し、平成17年度までは旧町の例による。
- (4) 住宅改造助成事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 9 その他の高齢者福祉については、次のとおりとする。
- (1) 老人保健福祉計画については、現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、平成17年度に介護保険事業計画とあわせて調整し、平成18年度から統一する。
- (2) 高齢者サービス調整チームについては、合併までに調整し、平成18年度から統一する。ただし、平成17年度までは旧町の例による。
- (3) 高齢者年金支給事業については、平成17年度をもって廃止する。ただし、この財源については、高齢者福祉事業に充てるものとする。
- (4) ひとり暮らし老人訪問事業については、平成17年度をもって廃止する。ただし、安否確認については、お元気コール等の事業で対応する。
- (5) 敬老事業（敬老会等）については、合併までに調整し、平成18年度から統一する。ただし、平成17年度までは旧町の例による。
- (6) 長寿祝金等については、合併までに調整し、平成18年度から統一する。ただし、平成17年度までは旧町の例による。
- (7) 金婚等については、合併までに調整し、平成18年度から統一する。
ただし、平成17年度までは旧町の例による。
- 10 老人ホーム入所措置事務については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 11 老人福祉センター等については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、合併後3年を目途に使用料も含め全体的に見直し調整する。
- 12 保健福祉センターについては、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 13 (1) 老人クラブ活動補助金については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
また、(2) 老人クラブ連合会については、合併時統合できるよう調整に努める。ただし、補助金の取扱いについては、別途協議する。
なお、平成17年度までは旧町の例による。

【児童福祉の取扱い】

- 1 エンゼルプランについては、平成16年度に策定する「次世代育成支援行動計画」のなかで、一体的に見直し引き継ぐ。
- 2 次世代育成支援行動計画については、旧町で策定し、合併までに新市として一体的な計画となるよう調整する。
- 3 保育所の整備状況については、国・県の制度を基準に、現行のとおり新

市に引き継ぐ。

- 4 保育料関係については、保育料に係る階層区分、年齢区分、徴収金額及び軽減措置については、別表のとおり平成18年度から統一する。ただし、国の徴収基準額等の改正があった場合は、近隣市町村の動向を踏まえ見直し調整する。

なお、平成17年度までは旧町の例による。

- 5 特別保育等事業については、次のとおりとする。
- (1) 延長保育促進事業については、平成18年度から「調整の具体的内容」のとおり統一する。ただし、平成17年度までは旧町の例による。
 - (2) 一時保育事業については、平成18年度から「調整の具体的内容」のとおり統一する。ただし、平成17年度までは旧町の例による。
 - (3) 障害児保育事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
 - (4) 子育て支援短期利用事業については、国・県の制度を基準に、現行のとおり新市に引き継ぐ。
 - (5) 地域子育て支援センター事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
 - (6) 保育所地域活動事業については、合志町の例により平成18年度から統一する。ただし、平成17年度までは旧町の例による。
- 6 ファミリー・サポート・センター事業については、平成18年度から「調整の具体的内容」のとおり統一する。ただし、平成17年度までは旧町の例による。
- 7 乳幼児健康支援一時預かり事業については、平成18年度から「調整の具体的内容」のとおり統一する。ただし、平成17年度までは旧町の例による。
- 8 つどいの広場事業については、国・県の制度を基準に、平成17年度から実施する。
- 9 児童館については、これまでの経緯や地域の特性を尊重し、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、開館時間の6月から9月については、午前8時30分から午後6時までのなかで設定する。
- 10 放課後児童対策事業については、それぞれのクラブのこれまでの経緯、地域の特性を尊重し、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、委託料については、平成18年度から国・県の制度を基準に統一する。また、障害児加算、補助制度については、合志町の例による。
- なお、平成17年度までは旧町の例による。
- 11 母親クラブ活動費補助事業については、国・県の制度を基準に、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 12 認可外保育所関係事業については、次のとおりとする。
- (1) 認可外保育施設児童健康管理支援事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
 - (2) 認可外保育所保育士研修費補助金については、合志町の例により平成18年度から実施する。
 - (3) 認可外保育所事業補助金については、合志町の例により平成18年度から実施する。
- 13 チャイルドシートの貸与及び購入費補助については、合併までに調整し、

- 平成18年度から統一する。ただし、平成17年度までは旧町の例による。
- 14 児童虐待防止ネットワーク事業については、新市において新たに実施する。
- 15 保育料補助金・入所児童補助金については、県の制度を基準に、現行のまま新市に引き継ぐ。
- 16 通園バス助成については、現行のまま新市に引き継ぐ。
- 17 児童手当については、国の基準どおり現行のまま新市に引き継ぐ。
- 18 児童扶養手当については、国の基準どおり現行のまま新市に引き継ぐ。
- 19 ひとり親家庭等日常生活支援事業については、合併までに調整し、平成18年度から実施する。ただし、平成17年度までは旧町の例による。
- 20 母子家庭等医療費助成については、合志町の例により平成18年度から統一する。ただし、平成17年度までは旧町の例による。

別表（児童福祉4関係）

保育料徴収基準額表

		新 市					徴収金基準額 (月額)	
		各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分						
国の階層区分	階層区分	定 義			3歳未満児 (円)	3歳以上児 (円)		
第1階層	第1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯含む)			0	0		
第2階層	第2		非課税	2-1	母子等	0	0	
				2-2	一般	7,000	5,000	
第3階層	第3	第1階層及び第5階層～第9階層を除き前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	均等割	3-1	母子等	12,000	9,000	
				3-2	一般	13,000	10,000	
	第4		所得割	4-1	母子等	15,000	11,000	
				4-2	一般	16,000	12,000	
第4階層	第5			10,000円未満	24,000	20,000		
	第6			10,000円以上 64,000円未満	28,000	25,000		
第5階層	第7			64,000円以上 160,000円未満	36,000	27,000		
第6階層	第8			160,000円以上 408,000円未満	38,000	29,000		
第7階層	第9			408,000円以上	40,000	30,000		

「調整の具体的内容」

5 特別保育等事業

(1) 延長保育促進事業

【調整方針】

平成18年度から次のとおり統一する。ただし、平成17年度までは旧町の例による。

(目的) 保護者の就労形態の多様化、通勤時間の増加等により、通常の保育時間の延長を行うことにより、乳幼児の福祉の増進を図る。

(概要) 延長保育時間：原則18時～19時

合志町内6園で実施

西合志町内7園で実施

(利用者負担)

日額利用の場合：1時間200円

月額利用の場合：3,000円程度

(2) 一時保育事業

【調整方針】

平成18年度から次のとおり統一する。ただし、平成17年度までは旧町の例による。

(目的) 女性の就労形態の多様化や保護者の傷病等により児童の保育に欠ける時、その児童を一時的に保育することより児童の福祉の増進を図る。

(概要) 保護者の傷病、家族の看護、災害、冠婚葬祭等により一時的に保育が必要となる児童に対する保育サービス。一時保育を行う日は保育所の開所日とし、保育時間は保育所の開所時間とし、1ヶ月あたり12日以内とする。

(実施主体) 全保育所で実施できるよう調整する。

(利用料) 3歳未満1日2,000円

3歳以上1日1,500円

6 ファミリー・サポート・センター事業

【調整方針】

平成18年度から次のとおり統一する。ただし、平成17年度までは旧町の例による。

(目的) 仕事と育児の両立を支援し、安心して働くことができる社会環境を築くとともに地域の子育て支援を通じて児童福祉の向上を図る。

(内容) 有償ボランティアによる子育て支援として、育児の援助を受けたい人・育児の援助を行いたい人がそれぞれ会員となって子どもを預かる。また、その会員相互の育児支援活動の調整を行う。

(実施主体) 社会福祉協議会

(1) 本部 1カ所

(2) 支部 1カ所

(保育場所) 協力会員の家庭(自宅)等において行う。ただし、児童が病気の場合その他やむを得ないと認められる場合は、利用会員の家庭において行うことができる。

(会員の種類と要件)

(1) 利用会員：市内に住所または勤務場所を有し、かつ、原則として同居している概ね12歳未満の児童がいる者で、育児援助を受けたい者

(2) 協力会員：市内に住所を有し、心身ともに健康で積極的に育児援助を行うことができる者

(利用料金) 利用会員から協力会員へ直接支払う。

1時間あたりの料金は次のとおりとする。

(1) 平日：午前7時～午後8時 700円(350円市助成)

(2) 土曜、日曜、祝祭日、平日の早朝及び夜間：800円(400円市助成)

(3) 利用会員が2人以上子どもを依頼した場合、2人目以降は利用料金の2分の1を支払う。

(委託料) 現行の委託合計程度

7 乳幼児健康支援一時預かり事業

【調整方針】

平成18年度から次のとおり統一する。ただし、平成17年度までは旧町の例による。

- (対象)・市在住の生後2ヶ月から小学校3年生までの児童等であって、病気回復期で、かつ、保護者が勤務等の都合により家庭での育児が困難な児童等
・本市に住所又は勤務場所を有し、かつ、預かり保育を必要とする病後児を保育している者

- (利用時間等)・月曜日から土曜日(祝祭日、12月29日~翌年1月3日は除く)
・午前7時30分~午後6時の間で設定する。ただし、土曜日は1カ所のみで午後1時30分まで

(委託先)社会福祉協議会

(利用料金)・生活保護、市町村民税非課税世帯・・・0円

・所得税非課税世帯・・・1,000円

・所得税課税世帯・・・2,000円

(ただし、市内在住の幼・保育園児または、利用時間が5時間未満の場合は半額)

【障害者福祉の取扱い】

障害者福祉の取扱いについては、ノーマライゼーションの理念を尊重し、次のとおりとする。

- 1 市町村障害者福祉計画については、現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、合併後新市として一体的な計画となるよう、新たに策定する。また、策定委員会についても新たに設置する。
- 2 施設訓練等支援費については、次のとおりとする。
 - (1) 施設訓練等支援費(身体障害者)については、国・県の制度を基準に、現行のとおり新市に引き継ぐ。
 - (2) 施設訓練等支援費(知的障害者)については、国・県の制度を基準に、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 3 居宅生活支援費については、次のとおりとする。
 - (1) 居宅生活支援費(身体障害者)については、国・県の制度を基準に、現行のとおり新市に引き継ぐ。
 - (2) 居宅生活支援費(知的障害者)については、国・県の制度を基準に、現行のとおり新市に引き継ぐ。
 - (3) 居宅生活支援費(障害児)については、国・県の制度を基準に、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 4 在宅福祉事業(国・県制度)については、次のとおりとする。
 - (1) 日常生活用具の給付・貸与については、国・県の制度を基準に、現行のとおり新市に引き継ぐ。
 - (2) 補装具の給付及び修理については、国・県の制度を基準に、現行のとおり新市に引き継ぐ。
 - (3) 重度身体障害者入浴サービス事業については、国・県の制度を基準に、西合志町の例により平成18年度から実施する。
- 5 在宅福祉事業(県制度)については、次のとおりとする。
 - (1) 障害者ケアマネジメント推進事業については、県の制度を基準に、現行のとおり新市に引き継ぐ。
 - (2) 障害児夏休みデイサービス事業については、県の制度を基準に、現行

- のとおり新市に引き継ぐ。
- (3) 障害者(児)住宅改造助成事業については、県の制度を基準に、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 6 在宅福祉事業(町単独)については、次のとおりとする。
- (1) 障害者(児)住宅改造指導事業については、合志町の例により平成18年度から実施する。
- (2) 身体障害者紙おむつ支給事業については、合併までに調整し、平成18年度から統一する。ただし、平成17年度までは、旧町の例による。
- (3) スポーツ等への参加促進については、合併までに調整し、平成18年度から統一する。ただし、平成17年度までは、旧町の例による。
- 7 その他の在宅福祉については、次のとおりとする。
- (1) 自動車税・自動車取得税減免申請のための生計同一又は常時介護証明については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (2) 放送受信料免除又は半額免除申請のための証明については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (3) 障害者有料道路通行割引証明の事務については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 8 身体障害者手帳事務については、国・県の制度を基準に、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 9 身体障害者・知的障害者相談員については、県の制度を基準に、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 10 進行性筋萎縮症者療養給付事業については、国・県の制度を基準に、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 11 身体障害者更生訓練費支給については、国・県の制度を基準に、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 12 身体障害者、知的障害者及び精神障害者に係る授産施設の相互利用については、国・県の制度を基準に、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 13 社会事業授産施設措置事業については、国・県の制度を基準に、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 14 精神障害者保健福祉手帳交付申請等受付事務については、国・県の制度を基準に、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 15 精神障害者通院医療費公費負担承認申請等受付事務については、国・県の制度を基準に、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 16 精神障害者居宅支援事業については、次のとおりとする。
- (1) ホームヘルプサービスについては、国・県の制度を基準に、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (2) グループホームについては、国・県の制度を基準に、合志町の例により平成18年度から実施する。
- 17 療育手帳事務については、国・県の制度を基準に、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 18 特別障害者手当等支給事務については、次のとおりとする。
- (1) 特別障害者手当については、国・県の制度を基準に、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (2) 障害児福祉手当については、国・県の制度を基準に、現行のとおり新

市に引き継ぐ。

- (3) 福祉手当(経過措置分)については、国・県の制度を基準に、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 19 特別児童扶養手当については、国・県の制度を基準に、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 20 障害者福祉年金については、西合志町の例により平成17年度から調整統一する。ただし、平成18年度から、対象者について、収入が国民年金の障害者基礎年金2級程度未満とする収入制限を設ける。
- 21 重度身体障害者(児)等介護手当については、合併までに調整し、平成18年度から統一する。ただし、平成17年度までは旧町の例による。
- 22 心身障害者扶養共済制度事務については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 23 重度心身障害者医療費助成については、県の制度を基準に、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 24 更生医療給付については、国・県の制度を基準に、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 25 知的障害者施設等入所者受給券交付及び医療給付については、国・県の制度を基準に、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 26 心身障害者通所援護事業補助金(小規模作業所)については、県の制度を基準に、合志町の例により平成18年度から実施する。
- 27 身体障害者福祉協議会については、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。ただし、補助金については、新市において調整するものとする。
- 28 知的障害者親の会については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、補助金については、新市において調整するものとする。

【その他の福祉の取扱い】

- 1 民生委員・児童委員関係については、次のとおりとする。
- (1) 民生委員推薦会については、国・県の制度を基準に、新市において新たに設置する。
- (2) 民生委員協議会については、国・県の制度を基準に、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (3) 民生・児童委員活動補助金については、現行の補助金を基本に、合併までに調整し、平成18年度から統一する。ただし、平成17年度までは旧町の例による。
- 2 町民相談事業(心配ごと相談等)については、合併までに調整し、平成18年度から統一する。ただし、平成17年度までは旧町の例による。
- 3 行旅病人・行旅死亡人に関することについては、国・県の制度を基準に、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 4 福祉行政報告については、国・県の制度を基準に、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 5 災害見舞金支給事務については、合併までに調整し、平成18年度から統一する。ただし、平成17年度までは、旧町の例による。
- 6 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給事務については、国・県の制度を基準に、現行のとおり新市に引き継ぐ。

- 7 社会援護関係については、国・県の制度を基準に、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 8 戦傷病者乗車券引換証交付事務については、国・県の制度を基準に、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 9 戦没者追悼式については、合併までに調整し、平成18年度から統一する。ただし、平成17年度までは旧町の例による。
- 10 戦没者慰霊祭については、合併までに調整し、平成18年度から統一する。ただし、平成17年度までは旧町の例による。
- 11 遺族会については、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。ただし、補助金については、新市において調整するものとする。
- 12 傷痍軍人会については、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。ただし、補助金については、新市において調整するものとする。
- 13 保護司会については、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。ただし、補助金については、新市において調整するものとする。
- 14 更生保護女性会については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、補助金については、新市において調整するものとする。
- 15 母子寡婦福祉連合会については、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。ただし、補助金については、新市において調整するものとする。
- 16 福祉まつり補助金については、合併後市民の一体性の確保のため、新市の福祉まつりとして一本化できるよう検討する。
- 17 社会福祉協議会補助金については、現行の補助金を基本に、合併までに調整し、平成18年度から統一する。ただし、平成17年度までは旧町の例による。
- 18 シルバー人材センターについては、合併時に統合できるよう調整に努める。ただし、補助金については、新市において調整するものとする。

三十 社会福祉協議会の取扱い

- 1 社会福祉協議会については、2町の社会福祉協議会の事情を尊重しながら、合併時に統合できるよう調整に努める。
- 2 事業委託、事業補助については、社会福祉協議会の事業内容等の事情を尊重しながら調整に努める。

三十一 保健衛生関係事業の取扱い

保健衛生関係事業については、住民サービスの低下がないよう次のとおり取り扱うものとする。

- 1 母子保健事業については、現行の事業を新市に引き継ぎ、合併までに実施内容、方法等について関係機関等と調整統一を図るものとし、平成18年度から実施するものとする。
- 2 育児等健康支援事業については、現行の事業を新市に引き継ぎ、合併までに調整統一を図るものとする。

- (1) 母子栄養強化食品支給事業については、合志町の例により調整する。
- (2) 乳幼児医療費補助については、2町相違がないため現行のまま新市に引き継ぐ。
- 3 歯科保健事業については、現行の事業を新市に引き継ぎ、事業内容等については合併までに調整統一を図るものとする。
- 4 予防接種事業については、現行の事業を新市に引き継ぎ、関係機関等と接種方法等、実施場所を調整協議し、平成18年度から実施するものとする。
- 5 老人保健事業については、現行の事業を新市に引き継ぎ、単独検診を速やかに複合、総合検診に移行できるよう関係機関等と検診方法、実施場所等を調整協議し、平成18年度から実施するものとする。
また、検診以外のその他事業及び対象者年齢、個人負担額に差異があるものについては、3割負担を目途に合併までに調整する。
- 6 結核予防事業については、関係機関等と協議しながら実施内容等、実施場所を合併までに調整し、平成18年度から実施するものとする。
 - (1) 結核検診については、対象者を65歳以上とする。
 - (2) BCG接種については、現行のまま新市に引き継ぐ。
- 7 健康づくり事業については、現行の事業を新市に引き継ぎ、各事業の調整統一を図る。
- 8 精神保健事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、こころの相談事業については、合志町の例により、平成18年度から実施する。
- 9 各種協議会・委員会等については、新市において新たに設置する。ただし、委員構成、要綱等については合併までに調整する。

三十二 生活環境事業の取扱い

- 1 環境美化推進事業（地域の清掃活動）については、新市において新たに制定する。ただし、事業内容、要綱については合併までに調整する。
- 2 審議会等については、新市において新たに設置する。ただし、要綱については合併までに調整する。
- 3 犬の登録、犬の鑑札の再発行、狂犬病予防注射済票交付、狂犬病予防注射済票再交付については、現行のまま新市に引き継ぐ。
- 4 騒音・振動規制法、悪臭防止法、水質汚濁防止法に基づく事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。
- 5 墓地の改葬等の許可事務については、2町相違がないため新市に引き継ぐ。
- 6 屋内消毒については、消毒を希望する各区長・嘱託員の申請とし、動力噴霧器を貸し出すものとする。
- 7 薬剤については必要な量を無料配布するものとし、燃料については各地区負担とする。
- 8 一般廃棄物処理業等の許可申請手数料については、西合志町の例による。
- 9 雨水浸透ます設置への補助については、2町相違がないため現行のまま新市に引き継ぐ。

三十三 ごみ処理の取扱い

ごみ処理の取扱いについては、次のとおり調整を図るものとする。

- 1 可燃物、資源物、埋立ごみの処理手数料については西合志町の例による。ただし、指定袋の形状等その他については合併までに統一するものとする。
- 2 有害ごみについては、2町相違がないため現行のまま新市に引き継ぐ。
- 3 粗大ごみについては、品目の細分化を図り合併までに調整する。
- 4 指定ごみ袋売りさばき手数料については、西合志町の例により調整し、販売店については現行のまま新市に引き継ぐ。
- 5 ごみの排出・収集運搬については、現行のまま新市に引き継ぐ。
- 6 集団資源回収事業については、2町相違がないため現行のまま新市に引き継ぐ。
- 7 生ごみ処理容器等設置補助については、西合志町の例による。
- 8 ごみ一時保管所補助については、2町相違がないため現行のまま新市に引き継ぐ。

三十四 し尿処理の取扱い

し尿等の収集運搬形態については現行どおりとし、そのまま新市に引き継ぐ。

三十五 農林水産関係事業の取扱い

農林水産関係の諸事業については、合併両町の重要な基幹産業であり、新市においても引き続き、その振興を図るものである。

【農業委員会所掌事務】

- 1 標準小作料
標準小作料については、現行のまま新市に引き継ぎ、旧町の地域特性や事情を勘案し、新市の農業委員会において調整する。
- 2 農地法による許可申請・届出
農地法による許可申請・届出については、両町ともに法令業務として遂行しているので、現行のまま新市に引き継ぐ。

【農政関係事務】

- 1 水田農業経営確立対策事業
水田農業経営確立対策事業については、合併時の対策に応じた事業推進が図られるよう、新市において速やかに調整する。
- 2 農業振興地域整備促進計画
農業振興地域については、現行のとおりとし、新市において作成する農業振興地域整備促進計画に基づき調整する。

なお、当事業の促進体制（組織等）については、新市において新たに設置する。

3 農業経営基盤強化促進事業

農業経営基盤強化促進事業については、当面、現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、推進体制（組織等）及び関連補助金等については、新市において両町の地域特性や事情を勘案し、速やかに調整する。

また、基本構想及び地域農業マスタープランは新市で調整し、新たに作成する。

なお、推進費の交付については、合併までに調整し統一を図る。

4 農業後継者育成

農業後継者育成については、当面、現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、推進体制の再編と補助金等については、新市において速やかに調整する。

また、補助金等の個人給付については、合併までに調整し統一を図る。

5 畜産振興

畜産振興については、当面、現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、推進体制（組織等）及び関連補助金等については、新市において両町の地域特性や事情を勘案し、速やかに調整する。

また、補助金等の個人給付については、合併までに調整し統一を図る。

6 農産振興

農産振興については、当面、現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、推進体制（組織等）及び関連補助金等については、新市において両町の地域特性や事情を勘案し、速やかに調整する。

また、補助金等の個人給付については、合併までに調整し統一を図る。

7 環境保全型農業（地産地消の推進等）

環境保全型農業については、新市において両町の地域特性や事情を勘案し、速やかに調整する。地産地消の推進については、特産物開発とリンクさせ、また、直売所間の連携を図るなど新市において調整する。

8 農村環境保全（生活基盤整備等）

農村環境保全については、新市において両町の事情を勘案し、速やかに調整する。

また、推進体制の再編と補助金等についても、新市において速やかに調整する。

9 農業基盤整備事業

農業基盤整備事業については、国庫補助事業等を活用しながら新市において継続して実施する。

また、町単独で行う土地改良事業等についても、受益者と協議を図りながら継続して実施する。

三十六 商工観光関係事業の取扱い

1 企業誘致

企業誘致については、地域の活性化及び雇用の確保を図るための重要な施策であるため、新市においても引き続き支援措置を講ずる。

- 2 特産物振興
特産物振興については、両町の地域特性を活かし、新市においてもさらに振興を図る。
- 3 各種イベント・祭り
各種イベント・祭りについては、両町の歴史や文化を尊重し、新市に引き継ぐ。ただし、統合できるものについては、新市としての一体性を図るため新市において調整する。
- 4 商業活性化
商業活性化については、新市において活性化に向けた施策を引き続き展開する。
商工業の振興については、両町とも商工会と連携を密にし、各種施策を展開している。
 - (1) 合志町中小企業者店舗等近代化融資金利子補給に関する条例・要綱等については、合併までに調整する。ただし、合併までに利子補給の対象となったものについては、現制度を現行のまま新市に引き継ぐ。
 - (2) 商工会については、新市との一体性を保つため、それぞれの事情を尊重しながら、統合に向けた調整に努めるものとする。
 - (3) 商工会の補助・育成については、商工会の合併を視野に入れ、新市において統一できるよう調整する。

三十七 建設関係事業の取扱い

- 1 町道については、市道として新市に引き継ぎ、市道認定基準については合併までに統一する。
- 2 法定外公共物については、現行のまま新市に引き継ぎ、条例・使用料については、合併までに統一する。
- 3 道路占用料については、合併までに道路法施行令別表「乙地」に定める額に統一する。

三十八 上水道事業等の取扱い

【上水道及び簡易水道】

- 1 使用料については、現行のまま新市に引き継ぎ、3年を目途に統一する。
- 2 加入金については、現行のまま新市に引き継ぎ、3年を目途に統一する。
- 3 検針業務については、現行のまま新市に引き継ぎ、3年を目途に統一する。
- 4 徴収業務については、現行のまま新市に引き継ぎ、3年を目途に調整する。
- 5 料金の減免制度については、合併までに統一する。
- 6 指定給水装置工事事業者については、現行のまま新市に引き継ぐ。
- 7 工事事業者手数料については、合志町の例による。
- 8 手数料については、合併までに統一する。
- 9 簡易水道地区等については、現行のまま新市に引き継ぐ。以下、簡易水

道事業については、全て上水道の例による。

【工業用水道】

- 10 水道使用料については、現行のまま新市に引き継ぐ。
量水器使用料については、現行のまま新市に引き継ぐ。
- 11 検針業務については、現行のまま新市に引き継ぐ。
- 12 徴収業務については、現行のまま新市に引き継ぐ。
- 13 料金の減免制度については、現行のまま新市に引き継ぐ。

三十九 下水道事業の取扱い

- 1 公共下水道事業（関連公共下水道事業を含む）・特定環境保全公共下水道事業・農業集落排水事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。
- 2 合志西合志下水道組合は合併の前日をもって解散し、合志西合志下水道組合の財産・債務、一般職の全ての職員及びその事務を新市に引き継ぐ。
- 3 使用料については、現行のまま新市に引き継ぎ、3年を目途に統一する。
- 4 受益者負担金・受益者分担金については、現行のまま新市に引き継ぎ、3年を目途に統一する。
- 5 私道等への下水道設置については、合志町の例による。
- 6 水洗便所改造工事助成については、合志町の例による。
- 7 融資斡旋及び利子補給については、合併時において廃止する。ただし、合併までに申請のあったものについては、現行制度を新市ににおいても引き継ぐ。
- 8 生活扶助世帯改造工事助成については、西合志町の例による。
- 9 排水設備設置事業助成については、現行のまま新市に引き継ぐ。
- 10 排水設備工事指定工事店については、現行のまま新市に引き継ぐ。
なお、工事店指定手数料及び技術者登録手数料については、合志町の例による。

四十 都市計画の取扱い

- 1 都市計画区域については現行のまま新市に引き継ぎ、今後ともそれぞれの町が推進してきた市街地の発展を図るものとする。
- 2 都市計画マスタープランについては、新市において速やかに策定する。
- 3 都市計画審議会については、新市において速やかに設置する。
- 4 旅館建築の規制に関する条例及び旅館建築審査会については、廃止の方向で調整する。

四十一 公営住宅の取扱い

- 1 公営住宅施設については、現行のまま新市に引き継ぐ。
- 2 公営住宅の整備については、合併後、新たに新市において住宅マスター

プランを策定し、計画的に整備する。

なお、新市のマスタープランができるまでの間は、現行のとおり新市において取り扱うものとし、継続事業についても新市において引き続き実施する。

- 3 町営住宅の家賃算定方法については、平成18年度以降の家賃算定から統一し、合併によって家賃が増額となる場合においては、3年間、減免の措置を講ずる。

なお、地域改善対策による住宅については、現行のまま新市に引き継ぎ、平成19年度以降の家賃からすべての町営住宅の家賃算定方法を統一する。

- 4 町営住宅の敷金については、現行のまま新市に引き継ぎ、条例については合併までに統一する。
- 5 町営住宅の家賃の減免又は徴収猶予の取扱いについては、現行のまま新市に引き継ぐ。
- 6 町営住宅の駐車場使用料については、現行のまま新市に引き継ぐ。
- 7 特定公共賃貸住宅の家賃、敷金、減免又は徴収猶予、駐車場使用料については、現行のまま新市に引き継ぐ。
- 8 町営住宅の入居資格基準については、合併までに統一する。
- 9 特定公共賃貸住宅の入居資格基準については、現行のまま新市に引き継ぐ。
- 10 町営住宅の入居者の選考基準については、合併までに調整する。
- 11 特定公共賃貸住宅の入居者の選考基準については、現行のまま新市に引き継ぐ。

四十二 学校教育関係の取扱い

- 1 学校施設について
 - (1) 学校施設の管理運営については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
 - (2) 学校施設整備については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 2 学校教育関係事業について
現在、各町で実施している各種教育事業については、新市においても充実に努めるものとし、内容については、合併までに調整する。
- 3 学校教育関連組織について
学校教育関連組織及びその他の特別職については、必要性について見直しを行い、合併までに調整する。
- 4 就学援助について
小中学校の児童生徒の就学援助については、国の基準に基づき新市においても実施する。
- 5 奨学金について
奨学金の貸与制度については、新市においても実施する。ただし、貸付額、貸与条件等については、合併までに調整する。
- 6 学校給食について
 - (1) 学校給食の調理施設（給食センター、単独校）については、現行のと

- おり新市に引き継ぎ、当分の間その業務を行う。
- (2) 給食費については、各調理施設の献立の違い及び各地域、各学校の状況を踏まえ現行のとおり新市に引き継ぎ、負担公平の観点から新市において調整する。
 - (3) 学校給食運営委員会については、新市において新たに設置する。

四十三 小中学校の通学区域の取扱い

- 1 小中学校の通学区域については、当面現行のとおりとし、合併後、新市の教育委員会において見直しを含め検討を行うものとする。
- 2 スクールバス運行区域及び運行内容については、通学区域の見直しができるまでは、当面現行のとおりとする。

四十四 社会教育・生涯学習関係の取扱い

- 1 社会教育施設については、現行のとおり新市に引き継ぐ。管理運営方法については、既存施設の有効活用方法及び施設整備計画を検討調整し、新市において効率的な運営を図る。
- 2 各講座や事業については、現在までの経緯や住民の要望を考慮のうえ検討調整、整理統合等を行い、新市において引き続き実施する。
- 3 町史、町史関係資料については、新市に引き継ぐ。また、新たな発刊事業については、新市において検討調整する。
- 4 町指定文化財については、新市において新たに市指定文化財の指定を行う。
- 5 附属機関等及びその他の特別職については、設置の必要性について見直しを行い、合併時まで調整する。
- 6 文化協会等の公共的団体については、合併時の統合に向けて調整に努める。

四十五 社会体育関係の取扱い

- 1 社会体育施設及び施設の管理運営体制については、原則として現行のとおり新市に引き継ぎ、施設の有効利用を促進する。
- 2 学校施設開放については、引き続き新市において実施する。
- 3 各種スポーツ行事については、新市の教育委員会及び体育協会の連携のもと類似する競技は統合、再編等を行い、また、地域単位で開催することが適当な行事については、地域の状況を踏まえ実施する。
- 4 体育指導委員については、スポーツ振興法の規定により新市において設置する。
- 5 体育協会については、合併時の統合に向けて調整に努める。

四十六 人権対策関係の取扱い

人権対策関係の取扱いについては、新市において次のとおり取り組むものとする。

- 1 人権擁護に関する条例については、新市において新たに制定する。また、専門部署の設置及び専門職員の配置等行政組織の充実を図り、統一的教育啓発活動ができるよう、新市において組織体制の整備に努める。
- 2 新市において人権対策関係の基本計画及び実施計画を策定し、人権意識の高揚に努める。
- 3 人権教育の推進については、国・県の動向を踏まえ人権教育、啓発活動に速やかに取り組む。
- 4 人権教育に関する推進組織については、新市において新たに設置する。
- 5 男女共同参画プランについては、新市において速やかに策定を行うこととし、男女共同参画に関する推進組織については、新市において新たに設置する。

四十七 国際交流事業の取扱い

- 1 人材育成等を目的として実施している海外研修事業については、新市に引き継ぎ、その事業内容等については、新市発足までに調整する。ただし、中学生対象の海外研修事業の取扱いについては、別途調整する。
- 2 国際交流会の活動に対しては、新市においても引き続き支援する。

四十八 広報広聴関係事業の取扱い

- 1 広報誌については、両町とも同一であるため現行のまま新市に引き継ぐものとし、内容や配布方法等については、合併までに調整する。
- 2 ホームページについては、合併までにその掲載内容を検討し、合併時に新市のホームページを開設する。
- 3 市勢要覧については、新市において作成し、作成のサイクルは新市において調整する。
- 4 暮らしの電話情報サービスについては、新市において調整する。
- 5 広聴事業については、広く市民の声を聴き、新市の施策に反映させることができるよう、新市移行後に検討する。

四十九 情報公開の取扱い

- 1 市政に関する市民の知る権利を尊重し、市政の諸活動を市民に説明する市の責務が全うされるように新市においても情報公開条例を制定する。
- 2 個人情報保護の取扱いについては、個人情報に関する実施機関、事業者及び市民の適正な取扱いを確保するための基本的事項を定める条例を新市においても制定する。

- 3 特別職の職員の資産公開については、新市において新たに条例を制定する。

五十 地域振興事業の取扱い

- 1 地区魅力化事業については、新市発足までに制度を統一し、新市に引き継ぐものとする。ただし、それぞれの町で事業が完了していない場合は、当該事業が完了するまで、旧町の制度によるものとする。
- 2 まちづくり政策等への提言や提案、調査等を行う委員会等の設置については、新市において検討する。

五十一 電算システムの取扱い

電算システムの取扱いについては、住民サービスの低下を招かないように、合併時に新規システムで統一し、ネットワークにより運用する。ただし、単独処理業務については、合併までに調整する。

五十二 その他事務事業の取扱い

(指定金融機関)

- 1 指定金融機関については、両町長により調整し、調整結果を協議会に報告する。
- 2 指定代理金融機関及び収納代理金融機関については、指定金融機関決定後、両町長により調整する。

(選挙)

- 1 投票区については、当面は現行のとおりとし、新市において調整する。
- 2 開票所については、新市において選定する。
- 3 選挙公営については、合併までに調整する。

(監査)

監査については、概ね相違がないため現行のとおりとし、新市に引き継ぐ。ただし、実施日等については、合併までに調整する。

(文書管理)

文書管理については、文書の適正な取扱いを確保するため必要な事項を定め、合併までに統一する。ただし、合併前の文書の取扱いについては、それぞれの旧町の例による。

(土地開発公社)

両町の土地開発公社については統合し、合志市の土地開発公社として存続するものとする。

(総合計画)

総合計画については、両町の総合計画及び新市建設計画を踏まえ、新市において新たに計画を策定する。

(財政事情)

- 1 財政事情の公表については、法律に基づくものであり、公表の時期については、西合志町の例により、また、公表の方法については、広く公表できるよう合併までに調整する。
- 2 バランスシート及び行政コスト計算書については、新市において作成することとし、広く公表できるよう合併までに調整する。

(入札事務)

- 1 両町における指名競争入札参加資格審査登録は、すべて新市に引き継ぎ、平成19年3月31日までを有効とする。
また、追加登録として平成18年3月1日から平成18年3月31日の間に新市としての受付を行う。
なお、その他の事業内容については、合併までに調整する。
工事入札参加資格者格付審査会については、新市において新たに設置し、格付審査事項等の具体的な内容については、合併までに調整する。
- 2 工事入札指名審査会については、新市において新たに設置し、指名審査事項等の具体的な内容については、合併までに調整する。